

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年1月29日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500599号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500091号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年12月27日の標準賞与額を52万円に訂正することが必要である。

令和元年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年12月27日

A社から、請求期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与振込口座の取引推移一覧表の写し、日本年金機構が保管している同僚の請求期間に係る賞与支給明細書及び預金通帳の写し並びに事業主の回答から、請求者は、当該期間にA社から52万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(52万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500694号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500090号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和4年12月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月から同年6月までの標準報酬月額を22万円、同年7月及び同年8月の標準報酬月額を18万円、同年9月から同年11月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

令和4年4月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年4月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和4年7月14日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

令和4年7月14日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成16年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和4年4月1日から同年12月1日まで  
② 令和4年7月14日

私は、令和4年4月1日からA社に勤務しているが、同社の私に関する厚生年金保険の届出が漏れていた。令和7年になって届出が行われたが、請求期間①に係る被保険者期間及び請求期間②に係る標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

給与支給明細書及び賃金台帳を提出するので、請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与支給明細書及び賃金台帳並びに雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の令和4年4月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、令和4年4月から同年6月までは22万円、同年7月及び同年8月は18万円、同年9月から同年11月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和4年4月から同年11月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和7年1月8日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、賃金台帳により、請求者は当該期間にA社から6万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和7年1月8日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。